第4回「産科医療補償制度 再発防止委員会」

日時:平成22年12月10日(金)

 $14:00\sim16:00$

場所:日本医療機能評価機構9階大会議室

- 1. 開 会
- 2. 議事
 - 1) 第3回再発防止委員会の主な意見について
 - 2) 第3回再発防止委員会の意見を受けて
 - 3) 原因分析報告書【要約版】に基づく「テーマに沿った分析」について
 - 4) その他
- 3. 閉 会

資料1 原因分析報告書【要約版】の概要(一覧)

資料2 「テーマに沿った分析」に関する意見シート

別 冊 原因分析報告書【要約版】(11事例)

1) 第3回再発防止委員会の主な意見について

(1) 再発防止分析対象事例の現況 (案) (集計表) について

○新生児に蘇生を行った産科医療関係者の「講習会」受講の有無を情報収集する場合、 日本周産期・新生児医学会が実施している、新生児蘇生法講習会の受講の有無を収 集してはどうか。

(2) 報告書等の内容における審議の公開/非公開の考え方について

ア. 原因分析報告書を使った会議の公開/非公開について

- ○非公開にするのは、限られた場合にすべきである。
- ○原因分析報告書【全文版】(マスキングあり)を使い公開で議論すべきである。
- ○議論の過程を公開するのであれば、原因分析報告書【全文版】(マスキングあり) を傍聴者には配布せずに委員のみに配布し、議論してはどうか。個人情報に触れ る場合は、一時的に傍聴者に退室していただくなどの対応をしてはどうか。
- ○原因分析報告書(オリジナル)は使わずに、その内容に関する別の資料を使って、 会議を公開すべきである。その資料は分娩機関が特定されるものではないのではないか。
- ○児・家族等の当事者の心情への配慮は必要である。原因分析報告書【全文版】(マスキングあり)を公開会議で使用するのであれば、当事者の同意をとるべきである。同意をとることになると、承諾しない事例も出てくることが考えられる。全事例を分析対象にできないのであれば、再発防止の分析として理論的に使えない。再発防止委員会の目的は、情報を公開することではなく再発防止策を提言することである。
- ○これまでの事例では分娩機関から詳細な情報が得られており、これは将来的にも 継続しなくてはならない。マスキングされていても分娩機関が特定される恐れが 十分にある。この制度の一番の目的は、より多くの情報を集め、将来の産科医療 の質の向上にきちんと取り組むことである。会議を公開することで、分娩機関から詳細な情報が得られなければ、制度が成立しなくなる。
- ○個人や分娩機関の特定に繋がる場合はもちろん、議論の過程においてそれらに触れる場合も非公開にすべきである。
- ○報告書作成のプロセスを公開し、社会に示すことはこの委員会として大事な役割である。一方、個別具体的な内容の公開については一律に決めることはできない。 臨機応変に対応していくべきである。
- ○原因分析報告書【全文版】(マスキングあり) は公開されていない。しばらくは非 公開で審議し、議論を重ねながら公開する部分を増やしてはどうか。

○非公表の情報が外部に出て行くのは問題だと思う。産科医療補償制度全体で原因分析報告書の取扱いを統一し、整合性をとることが重要である。

イ. 原因分析報告書【全文版】(マスキングあり) の公表について

- ○原因分析報告書【全文版】(マスキングあり)の開示請求についてどのような審議が行われたのか不明である。情報公開法では、開示請求に基づき開示される情報は、一般に情報公開できると考えられるのではないか。その考え方からすると、原因分析報告書【全文版】(マスキングあり)を使った会議は公開できるのではないか。
- ○開示請求により情報を入手することと会議を公開することは違う。まず、この整理をすべきである。
- ○組織として情報開示請求を求めている情報を会議資料として公表するのは適当で はない。

ウ. 議事要旨および議事録の公表について

○非公開にするのであれば、個人情報にあたる部分はマスキングして議事録を公表 して欲しい。

(3)「テーマに沿った分析」について

- ○「今後の産科医療向上のために検討すべき事項」の部分だけで十分に議論できるのではないか。
- ○再発防止委員会ではIII性麻痺発症と関連が否定できないもの、関連がありそうなものを取りまとめ、情報を発信していくべきである。
- ○原因分析報告書【要約版】を使って議論してはどうか。
- ○テーマの選定については委員が行えるようにすべきである。
- ○全ての事例を基に再発防止策を提言していくことが大切である。

2) 第3回再発防止委員会の意見を受けて

(1) 原因分析報告書が公表された経緯について

- ○制度創設前の審議では、児・家族および当該分娩機関に対してのみ原因分析報告書 を送付することとした。
- ○本制度が創設された後、原因分析委員会における審議の結果、産科医療の質の向上 のため、原因分析報告書を広く一般に公開すべきであるとの方針が示された。しか

し、個人情報の保護や当事者の心情等に配慮する必要があることから、概要を記載 した原因分析報告書【要約版】を別途作成し、一般に公表(ホームページに掲載) することとなった。

- ○また、開示目的を限定して原因分析報告書【全文版】(マスキングあり)を請求者に のみ開示することとし、この方法であれば、第三者である運営組織が開示を行って も当事者の同意は不要と判断された。一方、児・家族および分娩機関に対しては、 本制度について理解が得られるよう、公表に関して事前周知を行うこととなった。
- ○このような運用を決定するにあたっては、原因分析委員会では次のような慎重な対応を必要とする意見があった。
 - ○誰のための透明性なのか。公表について、児・家族には制度側からどのように 説明がなされるのか。当事者への配慮が必要ではないか。
 - ○マスキングをしているということで個人の特定ができない。個人情報保護法の個人情報にはならない。ただし、医療の情報は個人情報保護法の成立の段階で極めて重要性が高く、より慎重な対応が必要とされることから確認を取るという作業は行うべきである。
 - ○原因分析報告書の開示請求があった場合は合理的な理由があればマスキングして、基本的には開示しないといけない。ただし、全文をホームページで公開するのは、逆に個人情報が守られていないのではないか。
 - ○ホームページに掲載するのは要約版だけでよいと思う。全文を公開する場合に、 患者あるいは医療側の了解を得なくてよいのか。
 - ○個人情報として、名前、住所、年齢等をマスキングしても事例の経過によって は特定されやすい。
 - ○要約版を公表し、手続きをした人が全文を入手する事務局案に賛成である。い つでも見せるという態度をとることが透明性であり、必ず全ての者がアクセス できる必要はない。
 - ○医療側の同意を取らなくては不信感に繋がる。再発防止のために個人情報を消した上で原則公表されることに、医療側も納得していただいたほうがよい。ホームページに掲載するのは要約版だけでよい。
- ○そのため、原因分析報告書(オリジナル)およびそれに基づいて作成された資料 を公表する、または、それらを使用した会議を公開する場合、運営組織として、児・ 家族および分娩機関に対し同意を取るなど十分な理解を得る必要がある。

※情報公開法等との関係について

運営組織である当機構は、財団法人であり、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」にいう行政機関には該当していない。なお、その他に、原因分析報告書(オリジナル)を当機構が公開することを義務付ける規定はない。

(2) 原因分析報告書の開示請求について

ア、開示の目的

原因分析報告書については、本制度の透明性を高めること、また、同じような事例の再発防止や産科医療の質の向上を図ることを目的として、所定の開示要件に合致する開示請求者に対して開示している。

イ、開示の要件

開示請求の対象となる文書は、ホームページに原因分析報告書【要約版】が掲載されている事例の原因分析報告書である。個人情報等に留意し、必要な範囲でマスキング(黒塗り)した原因分析報告書【全文版】を使用目的が以下のいずれかに該当する場合に限り、開示している。

- ①学術的な研究目的での利用
- ②公共的な利用
- ③医療安全のための資料としての利用

ウ、マスキングされている情報

- ①妊産婦の年齢、身長・体重、妊娠・分娩に直接関係しないと思われる既往歴、 既往歴年齢(経産婦の分娩時年齢を含む)および既往の疾患に投与した薬剤
- ②分娩予定日および妊娠・分娩・退院日等の年月日
- ③児の性別
- ④妊産婦に対し一般的に実施される検査のうち、開示される立場の者からすれば 機微(センシティブ)な情報であると思われる検査結果
- ⑤分娩機関の「診療体制等に関する情報」に記載されている情報のうち、病床数、 分娩件数 (補償認定を請求した年の前年)、帝王切開件数、新生児搬送件数、母 体搬送依頼件数、新生児搬送受入件数、母体搬送受入件数、陣痛室数、分娩室 数、新生児保育設備の数、医療従事者数および休日夜間診療体制

(3) 本制度における他の委員会の公開/非公開について

①運営委員会

- ○制度全般の企画調整および維持、発展を目的として運営全般について審議を行っている。(公開)
- ○議事録を公表。
- ②審査委員会

- ○補償対象か否かについて審査を行っている。(非公開)
- ○審査結果について、当機構の運営会議の承認後に議事要旨(審議件数)を公表。

③原因分析委員会

- ○医学的観点からの原因分析について審議を行い、原因分析報告書を取りまとめている。(非公開)
- ○取りまとめた原因分析報告書について、当機構の運営会議の承認後に児・家族 および分娩機関に送付し、一定期間の後、原因分析報告書【要約版】を公表。
- ※医学的観点により審査・審議を行っている審査委員会や原因分析委員会は、公正 かつ中立的に審議されることが重要であるため、医療系委員だけでなく医療 系以外の有識者も委員として構成している。

(4) 再発防止に関する分析についての運営組織の考え方

- ○本制度は同じような事例の再発防止および産科医療の質の向上を図ることを目的としている。
- ○したがって、本制度について分娩機関の理解と協力を得て、必要かつ有用な診療情報等が提供されることが脳性麻痺発症の原因および医学的評価、再発防止に関する分析を行う上で重要である。
- ○そのため、児・家族および分娩機関から提出された情報の取扱いに十分配慮する必要がある。
- ○また、本制度が国民から信頼されるためには、原因分析および再発防止に関する審議において、医学的評価等を公正・中立に行うことや透明性を高めることが重要である。
- ○このようなことから、再発防止に関する審議については、原則公開で行う。
- ○一方、原因分析報告書(オリジナル)に基づき分析する場合は、以下の3つの観点により、再発防止に関する議論を非公開で行う。
 - ①児・家族の個人情報の保護および当事者心情に配慮する必要がある。
 - ②万一、児・家族または分娩機関が特定された場合、その影響は甚大であり、そのような恐れのある制度であれば、児・家族および分娩機関の協力が得られない。
 - ③当該分娩機関から自発的に十分な情報が提供される仕組みを構築することにより、真の原因分析と再発防止が実現する。分娩機関が情報を提供しやすい仕組みが構築できなければ、本制度が成立しない。
- ○したがって、このような情報を取扱う運営組織は、慎重な対応を取らざるを得ない。
- ○非公開会議であっても、透明性を高めるため、審議内容は上記に配慮し、マスキングを行った議事録を作成し、速やかに公表する。加えて審議の結果は、再発防止に関する報告書(仮称)として公表される。
- ○今後、本制度の運営状況や審議状況に応じて、公開会議について引き続き検討する。

3) 原因分析報告書【要約版】に基づく「テーマに沿った分析」について

○前回の委員会の意見を受け、前回提示した事例11件の原因分析報告書【要約版】 に記載されている「脳性麻痺発症の原因」、「医学的評価」、「今後の産科医療向上の ために検討すべき事項」を取りまとめた。

資料1 原因分析報告書【要約版】の概要(一覧)

○「テーマに沿った分析」を行うにあたり、テーマの候補について検討する。 資料2 「テーマに沿った分析」に関する意見シート

		原因分析報告書【9	要約版】の概要(一覧)	
事例	脳性麻痺発症の原因	医学的評価	「大学教育」というない。 「「「大学教育」 「「大学教育」 「大学教育」 「大学教育、	
220001	本事例における脳性麻痺発症の原因は、臍帯脱出、それによる臍帯血流の障害、そのために生じた胎児低酸素性虚血性脳症の可能性が高い。臍帯脱出の発生原因は特定できない。	①既往歴・家族歴・妊娠中の経過について、②分娩誘発について、③メトロイリンテル使用について、④分娩誘発剤使用および使用法について、⑤人工破膜、⑥臍帯脱出後の対応、⑦新生児に対する処置、について医学的評価を行った。その結果は以下のとおりである。本事例の妊娠中の管理は適切に行われていた。妊娠41週で頸管熱化不全があったことからメトロイリンテルを併用した分娩誘発が行われているが、妥当な診療である。分娩誘発中は基本的に分娩監視装置が装着され、胎児心拍数および過強陣痛についての監視など必要な医学的管理が行われている。子宮口6cm開大で児頭がほぼ固定した状態で分娩進行を期待して人工破膜が行われたが、施行前後に超音波検査および内診により臍帯下垂・臍帯脱出の有無を確認していることか	(1)外来でのメトロイリンテル挿入 メトロイリンテルを使用したことに関しては、医学的根拠があると評価されたが、メトロイリンテルの挿入は、胎児の状態や子宮収縮の状態を評価した上で行われるべきである。本事例では、あらかじめ胎児心拍数モニタリングで胎児の状態を確認することなく、外来受診時にメトロイリンテルが挿入されたが、今後は改善されるべきである。 (2)外来での人工破膜について本事例では、子宮収縮剤投与による分娩誘発中に、胎児心拍数モニターを一時はずして外来にて医師の診察を受け、その際、人工破膜が行われている。分娩誘発中の移動や人工破膜による羊水流出などは、胎児の状態に急激な変化を起こす可能性もある。そのため、このような処置等はできる限り陣痛室や分娩室などで施行するように当該施設のシステムを改善することが望まれる。	低出生体重児などの要因と臍帯 脱出との関連について学会レベ ルで症例を集積し、それらの因 子と臍帯脱出との因果関係を検 討することを要望する。
220002	出された状態が持続し、その間、母体からの血流が遮断され、また、被膜児の状態のため児が自ら呼吸することもできず、それらのことが脳の低酸素状態を引き起こし、低酸素性虚血性脳症を発生させたと考えられる。	妊娠39週において胎児発育不全が認められたが、3日後に再度受診を指示しており、適確な対応であった。 2)分娩に至るまでの経過について (1)本事例における自宅待機について 分娩当日の朝、当該分娩機関を受診した時点での内診所見や分娩監視装置の記録では、分娩開始とは判断できない所見であったので、この時点で入院するか自宅	握に努め、緊急事態に際しては、救急隊への連絡、緊急回避処置の指示を行いながら自宅分娩も視野に入れた対応を行う準備をしておくことが望まれる。さらに分娩機関においては、妊産婦および家族と相談の上、自宅待機とした場合には、予想以上に早く進行する分娩もあることを考慮し、陣痛が強くなった場合の連絡方法、来院手段、来院までの時間等の細かい確認および密な連絡体制の整備が望まれる。また、妊産婦や家族に対し、分娩経過についての一般的な知識とともに、急激に分娩が進行する可能性があることも出産前より教育を行うことが望まれる。2)当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項特になし。	導することが望まれる。 ことが出来る救急 本事例のような予期せぬ墜落分 救命士の資格を有 娩でしかも被膜児のまま娩出す する救急隊員を養

原因分析報告書	【要約版】	の概要	(一瞥)
까입기기차대료	1 3C (1) JUX 1	Y / 11%L 35C	

	原因分析報告書【要約版】の概要(一覧)					
事例	脳性麻痺発症の原因	医学的評価	検討すべき事項			
番号			当該分娩機関	学会 職能団体 国		
	本事例の脳性麻痺発症の原因は、分娩が進行するように、特別のスマル		1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項		・地方自治体に	
	焼か進打するとともに、頻凹の十名収 焼をはます。	児に対するリスクが低い分娩において行う胎児監視法として、「ドップラによる間欠	(1)胎児の状態を監視する万法について	門家の職能団体(日本産科婦人は	、上記の「学会・	
	破膜後から、子宮口全開大を経て児	的児心拍聴取」と「分娩監視装置による児心拍モニタリング」がある。本事例の胎児	/・トツノフによる间尖的児心田聴取により胎児監視を行う際には、米国産婦人科	科学会、日本産婦人科医会、日職	能団体に対する	
		監視は分娩監視装置を用いずに、ドップラによる間欠的児心拍聴取だけで胎児監視を行っているが、そのこと自体には問題はない。	子会(ACOG)や世界産婦人科連合(FIGO)、世界保健機関(WHO)等国外の産科 専門団体や保健医療専門団体の推奨する監視法を十分参考にされるよう要望す	本周産期・新生児医学会、日本 検		
	態によって、出生時の新生児仮死を	しかし、本事例で行っていたドップラによる間欠的児心拍聴取の聴取間隔について	寺 四神で休隆区掠等 四神の推尖9の監視法で下刃参考にされるより安全9 3 時取問原は 今公施終過太通じて推将はにテキャを関原担由まで短り 株に		'. ~オ. 」の実現 :向けた支援を要	
	発症した可能性が高い。加えて、出生	しかし、不事がていっていたが、ことのことの同人の元心自場状の極权同様については妥当性に欠けている。	る。磁取削機は、主力焼粧過を通して推奨法に示された間隔性度まで短くし、特に 分娩第Ⅱ期では頻回にドップラ聴取を行うべきである。		-PIT/C又抜で 女 !する。	
			イ. 常備している分娩監視装置を用いた胎児心拍数モニタリングの導入を推奨す	竹ツンフ総取」で117歳の具体 宝 的かつ詳細なガイドラインが、早	€ 9 Ø o	
			る。特に、①入院時の胎児の状態評価、②破水直後、③分娩第Ⅱ期など、状況が変	急に作成されることを要望する		
		期であっても、3時間ドップラ聴取を行わないことは分娩第 I 期の胎児監視として一		【具体的には、分娩第Ⅰ期は何		
		般的ではない。	(2)新生児蘇生	分毎測定、子宮収縮のピーク後		
		3)人工破膜後から、子宮口全開大を経て児の出生時までの胎児心拍の聴取につ	新生児の蘇生法についての理解を深める必要がある。日本周産期・新生児医学会「	に何秒間測定。分娩監視装置に		
		いて	新生児蘇生法講習会」、その他の講習会等に参加することも必要である。	よる連続モニタを必要とする状		
		1時間以上にわたる分娩第Ⅱ期の間にドップラ聴取は1度も行われていなかった。		況(子宮口全開大に至る前の破		
		頻回にドップラ聴取すべき分娩第Ⅱ期において、胎児心拍が一度も聴取されていな	ア. 常備している分娩監視装置の使用法を熟知しておくことが望まれる。	水、分娩遷延時等)など】。		
		かったことは、分娩第Ⅱ期の胎児監視として、妥当性に欠けている。	イ. 母体・新生児の蘇生に必要な器具を常備し、その使用法を熟知すべきである。	イ. 日本助産師会には、「助産所		
		4)出生後の新生児の対応について	ウ. 母体や新生児に投与する100%酸素を常備し、その使用法を熟知することが望			
		出生後、児の口腔・鼻腔吸引は行われていたが、バッグ&マスクによる陽圧換気あるいは競売吸入は行われています。 なた世界はストハスちょれ、唱気医療機関し	まれる。	いる「胎児well-beingの評価」と		
		るいは酸素吸入は行われておらず、蘇生措置は不十分であった。嘱託医療機関との連携による新生児搬送は速やかに行われたが、出生直後の児の蘇生をはじめと		は何を示すかを具体的に掲載す		
		の建場による利生先版とは述べかに行われたが、田生直後の兄の鮮生をはしめと する搬送までの対処が不十分であった。		るよう要望する。		
				ウ. 日本看護協会、日本助産師 会等の団体には、標準的な分娩		
				安守の団体には、保学的なガ焼 管理について会員への啓発、情		
220003				報提供をさらに推進するよう要		
				望する。		
		·		至 7 る。 エ. 日本看護協会、日本助産師		
				会等の団体には、分娩に立ち会		
				う看護師、助産師が標準的な蘇		
				生技術を習得するために、新生		
				児心肺蘇生法講習会(日本周産		
				期・新生児医学会が主催する(B		
				コース〕新生児蘇生法「一次」		
				コース)などの受講を義務付ける		
				よう強く要望する。		
				オー日本産科婦人科学会、日本		
				産婦人科医会、日本助産師会に		
				は、助産所と嘱託医療機関の連		
				携についてその実際を再確認		
				し、「助産所業務ガイドライン」か		
				ら逸脱している施設には、これを		
				順守するよう指導することを要し		
				望する。		
L		I	1			

医四八代却生事	7 2 45 UC 1	~ ₩ ₩	/ 原仁\
原因分析報告書	【安利版】	の恢安	「見り

· 毒/和。	202-1239-255-330-3-950-3-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	冰四月加松口膏 13	要約版】の概要(一覧) 		
事例 番号	脳性麻痺発症の原因	医学的評価	また。 を		E ACTION OF THE STATE OF THE ST
			当該分娩機関	学会・職能団体	国·地方自治体
	本事例における脳性麻痺発症の原因	1)既往歷	1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項		ア. 国・地方自治体
	は、子宮破裂、それによる子宮胎盤循	帝王切開既往妊娠でハイリスク妊娠であるが、前回帝王切開創部に関する当該分	(1)前回の妊娠分娩経過の情報収集を行う	め、帝王切開術後瘢痕創を有す	は、オープンまた
	環の障害、そのために生じた胎児低	娩機関の認識について、診療録への記録が明確でない。また、前回帝王切開を		る子宮の妊娠管理についての管	
	酸素性虚血性脳症の可能性が高い。	行った医療機関に、術式等の問い合わせを行ったかどうか記録上は不詳であり、そ	きく切開した」との情報があったわけであり、遅くとも帝王切開を実施する前までには	理ガイドラインの作成が望まれ	テムを構築してい
	前回帝王切開の子宮創部に陣痛様の	の記載がないとすれば 妊娠37週以降の陣痛発来前の帝王切関を予定する場合	分娩担当医療機関、妊娠中の診療担当医療機関は前既往帝王切開担当医に問い	ス/担会連絡本による前回帝王	ス公協知当医療機
	強い子宮収縮による圧力がかかり、	であっても、前回の帝王切開創が通常の創ではないとの情報が妊婦本人などから			関に対して、リスク
		得られた場合、前医に前回帝王切開の方法について問い合わせ等をして、子宮破			を有する妊産婦の
	一日成数が危でたらのと記录でもも。	裂の危険について評価しておくことが望ましく、本事例においてはそのような配慮が	(4/前四丁州の月刊寺で砂原郷に記載する 大声例は「黄同辛工切明が然切明させ」といるとの教徒組。の記録が大学させ	例との有効性の有無で、以往	で有りる好座婦の 佐TBによりまる底
		表の危険について計画しておくことが呈よしく、本事例においてはてのような配慮が 欠けていると思われる。	平争例は、則凹市工列用が鞭列用であつにか合かの診療球への記載か个許であ 7 よく ハナ・棟担の共力を記せかましても サムは そうまれにようませんにより	帝王切開が子宮壁縦切開の場	官理における診療
			るが、十分な情報の共有確認がなされるためには、診療録にも記載が行われること	台、 に は に に に に に に に に に に に に に に に に に	所との連携におい
			が重要であり、より適切なリスク管理を行い得ることとなるため、前回の手術時の情		
	·	(1) 妊婦健診について	報を、診療録に記載し、明示しておく必要がある。	とから、入院管理も含めた予定	有、対応策の共有
		胎盤が前壁付着の場合、癒着胎盤のリスクがあるが、初診担当医に、胎盤付着部	また、救急搬送時の超音波検査における胎児所見、胎盤所見、手術時における子	帝王切開前の管理方法、予定	をするよう、なお一
		位に注意をすべきとの認識があったことは妥当である。	宮の所見(子宮の変色の有無、胎児・胎盤の所見、破裂創部位の状況)等について	帝王切開の時期設定などの再	層の提言、推進を
		また、通院所要時間等を考慮すれば、前回帝王切開創部と胎盤付着部位のチェッ	も、時間のある事後に整理して、診療録に詳しく記載することが望まれる。	検討が望まれる)。	することが望まれ
			2)当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項	イ. 学会・職能団体は、オープン	る。
		(2)妊娠35週以降の妊娠経過について	リスクを有する妊産婦に対する共同管理の体制を整える	またはセミオープンシステムを構	イ. 妊産婦の記憶
		妊娠9ヵ月末に紹介元から異常なく再紹介となっており、セミオープンシステムとし	セミオープンシステムの連携にあたって、リスクを有する妊産婦を診療所で管理する	築している分娩担当医療機関に	に頼った既往診療
		て問題なく機能している。	場合、分娩担当医療機関は妊婦健診を分担して行う診療所での妊婦健診上の留意	対して、リスクを有する奸産婦の	情報の聴取のみで
		前置胎盤・低置胎盤の場合に、帝王切開の既往があるときは癒着胎盤の合併に注	点、リスクの把握を共有し、分娩担当医療機関を受診させる時期、分娩担当医療機	管理における診療所との連携に	は その正確性に
		意することが産婦人科診療ガイドラインでは勧められているが、前置胎盤がない。	関との間で円滑に受診、コンサルトできる診療体制を構築することが望まれる。ま	おいて、そのリスクの共有、対応	限 思 思 思 だ な な な な な な な な な な な な
		とが確認されており、ガイドラインからは外れていない。	た、正常妊娠経過をたどっていた妊産婦が、突然急変することも想定し、その際の	策の共有をするよう、なお一層	
220004			細かい対応策を協議しておくことが望まれる。紹介元、分娩担当医療機関の両者が	水の六句でするよう。403	の妊娠・分娩時に
		は標準的である。術前検査、貧血の治療、助産師外来での保健指導等も適確であ	極めで、対応水で、励成して切べことが、主みれる。和力ル、力焼型当区原放民の両年が、		むけて、留意する
:		る。			
		3)分娩経過	さらに、セミオープンシステムの連携体制において、受診回数が少ない分娩担当医		点を記載する特記
		(1) 陣痛発来から入院まで	療機関では、ハイリスク妊婦の定期健診を助産師外来で扱うこともあるため、その		項目欄を設けるな
		(1) 作用光末かり入院まじ 妊娠00周0月に「女女母が疾病さら巻」 火きハケ後間に表記では他さた。	際の診療体制の検討を十分に検討しておく必要がある。また、妊産婦からの情報収		どの工夫をするこ
		妊娠36週3日に、妊産婦が腹痛を自覚し、当該分娩機関に電話で連絡を行った	集は助産師も含め医療に当たるものが協力して行うことが勧められる。		とが望まれる。
		際、医師が救急車での来院を指示し、手術準備を開始し、妊産婦の到着に備えた			ウ. 帝王切開分娩
		ことは適確である。			が増加する現在の
		その後、看護スタッフが妊産婦に電話をして状況を確認したことも適確かつ丁寧な			産科診療の中で
		対応である。			は、全国の妊産婦
		(2)入院から帝王切開まで			に既往帝王切開始
		入院後の対応は極めて迅速で適確である。			娠のリスクについ
		母体救命、胎児救命という観点から麻酔科管理の下での緊急帝王切開の決定は			て正しく、また、広
		妥当である。妊産婦の意識障害、痙攣発作の原因として、脳出血を鑑別するため			啓発することが望
		に脳神経外科医の診断を仰いだことは適確である。来院から10分間で帝王切開を			まれる。
		決定し手術室に移動したが、超音波検査で胎児徐脈が確認され、胎児機能不全の			5100
		適応にて帝王切開を急いだことは妥当な判断であった。緊急帝王切開で、妊産婦			
		もショック状態であるため全身麻酔を選択したことは適確であった。来院から18分			
		ひコラブへが思くめるため主身体軒を盛かしたことは過程であった。未院から18万 という短時間で児が娩出されており、極めて迅速に処置され、優れた対応であった。			
		という危時間で先が残留されてあり、極めて迅速に処置され、後れた対応であった。 (3)児娩出後			
		出生直後から小児科医により蘇生処置は施され、適確に治療されている。			

東個		原因分析報告書【 學			es, leggestegeler husbandersenen
来是	脳性麻痺発症の原因	医学的評価			. 柚子古达丛
事例 番号	本事例における脳性麻痺発症の原の原の原の原のの表情を表症の原の原の原の原のの表情を表症の原のの変を生物を表生の原のの変を生物を表生の情報を表現の表生の形態を表別を表現を表別を表現を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	本事例の妊娠中の管理、前期破水入院後、分娩誘発までの妊産婦管理は、おおむね問題はない。分娩誘発にあたっては、分娩監視装置の連続的監視を行わなかったことと、アトニン―のの使用方法は機準的な管理ではない。無痛分娩については、麻酔薬の注入前、注入後の胎児の状態の評価が行われていないことは標準的でなく、遅発ー過性徐脈が繰り返しみられていることに対して、のの引分娩とクリステレル胎児圧出法の併用については、吸引分娩開始時の胎児心拍数配影は連少し、80 的紀ノ分前後の徐脈が持続する遷延性徐脈があられているが、児頭を押し上げることにより胎児心拍数の回復がみられたと判断し、その判断に基づき吸引分娩とクリステレル胎児圧出法を続行したことは、医学的妥当性がない。また、吸引適位については、「児頭が嵌入し、十分に下降している」とされているが、本事例の吸引開始の際の児頭の位置は診療録に記載がないため、吸引分娩施行の判断について、評価することはできない。本事例の吸引開た非の際の児頭の位置は診療録に記載がないため、吸引分娩施行の判断について、評価することはできない。本事例のの57分間に及ぶ合計23回の吸引分娩とクリステレル胎児圧出法の併用は妥当でない。	当該分娩機関	ア. 産婦人科ガイドライト (で) 特について 医療がれて (で) はいて (で) はいて (で) が (地方自治体でなし。

	原因分析報告書【要約版】の概要(一覧) 10.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.				
事例	脳性麻痩発症の原因	医学的評価	検討すべき事項	555 Chail Effiges noard it will man a control of the latest	
		。 中国的英国的企业,是是有关的企业,但是是一个企业的企业,但是是自己的企业的企业,但是不是不是不是不是的企业。 1995年,这种人们是不是一个企业,但是不是一个			
番号	は、臍帯脱出、それによる高度の臍帯血流障害の持続、そのために生じた胎児低酸素性虚血性脳症である可能性が高い。児頭が固定されていない状態での人工破膜および頸管押し上げ操作と、臍帯脱出との間には関連があった可能性も考えられる。	促進に際しての留意点」で示す使用量が守られておらず、標準的とは言えない。人工破膜は、4回経産婦であれば、臍帯が先進部あたりに下降していないことを確認し、児頭の固定と分娩進行を期待して行うことに問題はないが、臍帯下垂の有無が確認されていなかったとすれば、本事例のタイミングで人工破膜を行ったことには検討の余地がある。子宮頸管の押し上げは、分娩進行の促進のために頻繁に行われる手技ではあるが、本事例では臍帯脱出の誘因となった可能性もあり、医学的妥当性は不明である。臍帯脱出後、臍帯の還納を試みたことは標準範囲内の診療である。帝王切開が必要と判断し、当該分娩機関に母体搬送を依頼したことは妥当である。臍帯の圧迫を和らげるための児頭の押し上げは、有効性が実証されていないため、妥当性は不明である。臍帯脱出を確認して直ちにアトニン点滴を中止	当該分娩機関 1) A診療所および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項 (1) アトニン点滴の使用方法について 子宮収縮剤の投与量については、日本産科婦人科学会および日本産婦人科医会によって取りまとめられた「子宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進に際しての留意点」の基準に準拠して行われるべきである。院内の投与基準として日常的に用いられている投与量を、今後は留意点に合致させることが求められる。 (2) 人工破膜と子宮頸管の押し上げについて 本事例では、子宮収縮剤投与による分娩誘発中に、人工破膜が行われているが、それを契機に臍帯脱出が起こった。児頭が固定されていない場合の人工破膜は臍帯脱出の原因となることがあるため、人工破膜は児頭が固定していることが重要である。さらに子宮頸管の押し上げは、児頭が固定しているしたが重となる可能性がある。これらの産科処置を行う場合には、臍帯脱出の別スクを念頭に置いて、医学的な必要性を判断した上で慎重に行われるべきである。 (3) メトロイリンテルの挿入について メトロイリンテルは、頸管の熱化を評価した上で、必要性を判断し、慎重に行われることが望まれる。 (4) 計画分娩の際の同意について 計画分娩のの際の同意について 計画分娩の際の説明について 緊急を要する場合は、十分な説明が困難な場合もあるが、搬送後、家族に十分な説明をすることが強く勧められる。 (6) 資体機送の際の説明について 緊急を要する場合は、十分な説明が困難な場合もあるが、搬送後、家族に十分な説明をすることが強く勧められる。 (6) 資体機送の際の説明について 緊急を要する場合は、十分な説明が困難な場合もあるが、搬送後、家族に十分な説明をすることが強く勧められる。 (6) 終療録の記載について 臓帯脱出後の配置(アトニン中止、酸素投与、子宮収縮抑制剤の使用、体位など)、メトロイリンテル挿入時の内診所見(展逸、顕管の硬さなど)や判断など、行った処置等については診療録に記載することが強く勧められる。。 2) A診療所および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項制が必要な事例は、帝王切開が可能な施設では、帝王切開が必要な事例は、帝王切開が可能な施設下るとして、を表して、できるだけ迅速な、児娩出が求められる。近隣の、高次施設へ速やかに搬送したり、近隣医療機関から医師の応援を求めるなどして連携し、速やかに帝王切開橋が施行できる体制を作ることが肝要である。 (2) 緊急時の対応について説明を行う	今後、被人人工。 一後、華水(人工。 一位、 一位、 一位、 一位、 一位、 一位、 一位、 一位、	うてう行がかそていし安を必察本帝でのそれいで全提要所診王い程地うか会をである。というか会をの学査ですあいのを施ると応につか会をのよるとの学査である。というか会をのよる。というが、は、当のでは、一次では、
		I	1	I	<u> </u>

原因分析報告書【要約版】の概要(一覧)

	原因分析報告書【要約版】の概要(一覧)					
事例	脳性麻痺発症の原因	医学的評価	検討すべき事項			
番号			当該分娩機関	学会・職能団体 国・地方自治体		
		妊娠中の管理は妥当である。入院時の対応に問題はない。陣痛が不規則となった		ア 胎児機能不全に関する診断 特になし。		
				基準とその対応は極めて重要で		
		示したことは適確である。妊娠39週0日の午後11時32分に分娩監視装置を装着		ある。昨年の改定により標準化		
	原因としては、分娩遷延、絨毛膜羊膜	したことは妥当である。微弱陣痛と診断し浣腸を行ったことの医学的妥当性は不明		を目指す方向性は評価される		
	炎、常位胎盤早期剥離が考えられる		共有できる判断基準と対応策を検討しておくことが肝要である。特に、以下のことを			
	が、特定することは出来ない。	たことは、遅発一過性徐脈から胎児心拍が回復して約8分しか経過しておらず、胎		だ不十分である。標準化の利		
1			ア. 陣痛が不規則であったとしても、母体発熱やCRPの上昇がみられる場合は、一			
			定時間後に、陣痛周期、陣痛発作時間を観察すると同時に、内診により児頭の下降			
		確認された突然の徐脈に対する看護スタッフの対応は妥当である。医師が、午前1	度、子宮口の開大速度などをチェックし、分娩の進行状態を確認するなど、母児の	る。		
				イ. 絨毛膜羊膜炎に関する明確		
		る。帝王切開決定から児娩出までの対応は優れている。静脈麻酔の選択、帝王切	イ. 分娩が活動期に入り、母体発熱やCRPの上昇がみられる場合は、分娩監視装	な診断基準は示されていない。		
		開中、術後の抗DIC、抗ショック治療、新生児蘇生法および新生児管理は妥当であ		また、絨毛膜羊膜炎と脳性麻痺		
		ి కే		との関連については、そのメカニ		
			世界保健機構等の産科専門団体や保健医療専門団体の推奨する監視法を参考に			
		分娩進行状態を確認するなどの母児の全身管理が行われていないことは一般的で	する。	て、これらについて研究を進める		
			(2)胎児機能不全の時の対応について	ことを要望する。		
		確認されていないことは、分娩の活動期に入っていたことや絨毛膜羊膜炎が疑わ		ウ. 常位胎盤早期剥離は、臨床		
		れていたことを考慮すると一般的ではない。	が必要である。主観的に行う胎児心拍数図の判定は、検査者間、検査者内の再現			
			性が低く、現在、日本産科婦人科学会周産期委員会では波形をスコア化し、標準化			
			する方法を推奨している。スコアに対する対応を施設機能に応じ検討しておくことも			
			重要である。	究を進めることを要望する。		
		·	(3)分娩監視について			
			遅発一過性徐脈等の胎児心拍数の異常を認める場合は、引き続き分娩監視装置を			
000007			装着し、胎児心拍数の評価を慎重に行うことが望まれる。排泄が必要な場合は、可			
220007			能であれば、分娩監視装置を装着したまま床上排泄を試みることも一つの方法であ			
	·		්්රි			
			(4)妊産婦と家族に対する説明について			
		·	本事例では、手術後に疾患や手術等に関する説明が文書で行われていたが、手術			
			前は口頭での説明しか行われていない。本事例のように緊急性が高く、手術直前に			
			十分な説明が困難となるような場合への対応として、出生前教育や保健指導におい			
	•		て疾患等についての説明を行っておくことが勧められ、それによって、手術前の説明			
			が容易となり、文書による同意も得やすいと思われる。また、出産に望む準備とし			
			て、帝王切開など緊急処置に関する包括的な同意を予め文書で得ておくのも一法で			
			あ る。			
			2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項			
			(1) 看護スタッフから医師への連絡について			
ļ			妊娠39週1日の午前0時43分と午前1時3分に遅発一過性徐脈が出現しているが	.		
İ			診療録への記載がない。遅発一過性徐脈などの異常が認められたのであれば、			
			速やかに医師へ報告し、そのことを診療録へ記載することが望まれる。			
			(2)指示の実施について			
			妊娠39週0日の午後9時30分に、医師が看護スタッフにソルデム3A500			
			mLとフルマリン点滴を指示したが、実際に点滴が行われたのは、その			
-			2時間以上後となっている。分娩機関からは、その間2件の分娩があった			
			ことが報告されているが、オンコール体制の整備等により、指示の実施が			
			スムーズに行われるように努めることが望まれる(なお、当該分娩機関は、			
			既に分娩予約事例の制限や勤務者の増員等の改善を実施している)。			
L	ſ		L,	I I		

原因分析報告書	【更約版】	の無更	(一瞥)
	【女心瓜】	いがる	1、見/

	原因分析報告書【要約版】の概要(一覧)						
事例	脳性麻痺発症の原因	医学的評価	検討すべき事項				
連番を			当該分娩機関	学会・職能団体 国・地方自治体			
22000	分娩開始前に明らかな脳性麻痺発症 の原因となる因子は認められない。 分娩開始後、臍帯圧迫などによる予 測不能で胎内での蘇生が困難なら の胎児徐脈が胎児脳血流を減少・途 絶させ、脳性麻痺が生じた可能性が ある。 子宮内感染による胎児代謝・酸素需 要の増加、胎盤循環不全により胎児 機能不全が生じ、脳性麻痺の発症に 関与した可能性も否定できない。突然 の胎児徐脈と子宮内感染の両者が相 互的に関与した可能性も否定できない。 が、胎児心拍数の連続的な監視記 録がないため判断できない。	前期破水による入院までの妊娠管理、前期破水後による入院後の待機の選択、午前の時以降の胎児蘇生術や急速遂娩の判断、手技、新生児専門医への往診の依頼、および新生児集中治療施設への移送は妥当である。前期破水入院後の管理では、子宮内感染が疑われる状況での抗菌薬の追加投与については問題ない。投与方法としては、経口と静脈注射との2つの方法があるが、子宮内感染を疑う状況にある場合に、どちらの投与方法が望ましいかについて明確な指針が示されていない。したがって、どちらの方法も選択肢としてあり得る。同じく、子宮内感染が疑われ分娩が進行している状況では、胎児機能不全の早期診断のために分娩監視装置による連続的な胎児心拍数の確認や頻回の胎児心拍数聴取などにより、厳重な胎児管理が望まれるが、本事例では実施されておらず配慮に欠ける。間欠的ドップラによる胎児心拍数聴取によって胎児一過性徐脈の波形の分類を行っていたことは、医学的妥当性がない。出生後の新生児の呼吸・循環状態に対する評価、蘇生手技は、標準的ではなかった可能性があるが、その後、児は引き続き蘇生処置、集中治療が必要と判断し、新生児科医の往診、新生児搬送を依頼したことは、妥当な判断である。	当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項 (1)前期破水の取り扱いについて 37週以降の分娩においては、分娩誘発を行うか、陣痛発来を待機するかのいずれも選択しうる。しかし、前期破水例では、羊水量の減少による臍帯圧迫の可能性が高まることに配慮が必要である。また、38℃以上の母体発熱、母体頻脈、子宮の圧痛、悪臭のある帯下、母体血中白血球数やCRPの増加、胎児頻脈などを参考に、子宮内感染の発症にも注意を払う必要がある。 臨床所見により子宮内感染の疑いが強まれば、分娩監視装置を用いた連続的な胎児心拍数監視の実施などハイリスク分娩としての管理を行うべきである。 (2)分娩中の胎児心拍数監視について 低リスクの分娩では、聴診法のよる間欠的な胎児心拍数監視と分娩監視装置による連続的な胎児心拍数監視の優劣は確定されていない。しかし、当初低リスクと判断された事例でも、分娩経過により中から高リスクに変化する好産婦も混在する。分娩監視装置による連続的な胎児心拍数監視を実施しないのであれば、低リスクとそれ以外の好産婦との明確な判別基準を設ける必要がある。また、間欠的な胎児があるとと、記識を深める必要がある。 (3)新生児蘇生法の研修を受けることについて 新生児の約10%は、出生時呼吸を開始するのに何らかの助けを必要とする。また、約1%は救命するために高度な蘇生手技を必要とする。本事例の担当医が行った蘇生法は、現在推奨されている標準的な新生児蘇生法に則ったものではないため、効果的な人工換気のあり方、気管挿管のタイミング、気管挿管の手技など習熟に努める必要がある。看護要員も含め適切な新生児蘇生を行えるように、日本周産	ア. 医療従事者へ産婦人科診療 特になし。 ガイドラインを 周研修を行うこと 得おいて教育を性、その 高により、さらな全性の望ましい。 う指導痛開については、が示さい。 方指導痛開については、が示さい。 がない。また、WHOの組織が、混よが作っては、がかない。また、WHOの組織がある。 がない。また、WHOの組織が、での がない。また、WHOの組織が、での がないない。また、WHOの組織が、にし、のが、といるが、といるが、といるが、といるが、といる。 が、混よが低リスクタクケインを が、混よがにし、のガイドラインを が、おいことが望ましい。 で、のが、といるで で、のが、といる。 で、のが、また望ましいのがについて、今 のか、また望ましいがの望まれる。 のか、また望まといいが望まれる。 のか、また望まといいが望まれる。 のか、また望まといいが望まれる。 のか、また望まといいが望まれる。 のか、また連めることと脳性麻発			
	<u> </u>						

		+ Inc	. ==.
原因分析報告書	【要約版】	の概要	(一覧)

事例	原因分析報告書【要約版】の概要(一覧) 						
事例 番号	脳性麻痺発症の原因	医学的評価。 Septimination of the septimination of the s	当該分娩機関	学会・職能団体	国・地方自治体		
	娩の施行によって分娩中に帽状腱膜下出血が発生し、出生後、帽状腱膜下血腫への出血が増加、循環不全をきたし、出血性ショックとなった。その結果、児の中枢神経系に不可逆性の病変が生じ、脳性麻痺を発症した可能性が高いと考えられるが、その程度はできるいたと考えられるが、その程度篤なものではなく、この胎児機能不全のみで本事例における脳性麻痺の発症を完全に説明することはできない。		1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項 (1) 診療録および各種記録を適切に行う 本事例では、診療録に、オキシトシンの投与量、投与速度、陣痛の状況、胎児心拍数に関する記載が乏しく、また胎児心拍数陣痛図記録に日時の記載がないなど、記録の不備が散見された。行った診療行為等について、正確に記載することが望まれる。 (2) ドップラ法による胎児心拍確認および分娩監視装置による胎児心拍数モニタリングを定期的に行う ア. 本事例では、陣痛開始入院後の分娩監視装置の終了から午前7時までの約4時間10分の間、分娩監視装置の装着も胎児心拍の確認も行われていない。ドップラ法による間欠的胎児心拍聴取で制児監視を行う際には、米国産婦人科学専門団体のの分娩性界産婦人科連合(FIGO)、世界保健機関(WHO)等国外の産場中等門団体や保健医療専門団体の推奨する監視法を十分参考にされるよう要望する。聴取間隔は全分娩経過を通じて推奨法に示された間隔程度まで短くし、特に分娩第II期では、頻回にドップラ法による聴取を行うか、分娩監視装置による胎児心拍数モニタリングに切り替えることが望ましい。 イ. 分娩監視装置を用いた胎児心拍数モニタリングを、より頻回に使用するよう推奨する。特に、①破水直後、②分娩第II期、など状況が変化した際には、分娩監視装置を用いた胎児心拍数モニタリングを行うことが望ましい。 (3) 子宮収縮薬を使用した陣痛誘発・促進では、原則として分娩監視装置による弁主のより、第一次により上の対策を適切に使用する子宮収縮薬を使用した神痛誘発・促進では、原則として分娩監視装置による子宮収縮、および胎児心拍数を連続的に記録する必要がある。また、本事例でのオキシトシンの使用方法は、日本産科婦人科学会および日本産婦人科医会によっての物・分字ないの使用する場合には、方法、副作用、合併症などの説明ととめられた、ガイドラインに示されているオキシトシンの使用方法と異なるので、今後は、十分な監視の目的で使用する場合には、方法、副作用、合併症などの説明ととめられた、ガイドラインに示されているオキシトシンの使用方法と異なるので、今後は、十分な監視の目的で使用する場合には、方法、副作用、合併症などの説明ととめられた。ガイドラインによりと随ばなるとので表を得るには、方法、副作用、合併症などの説明とにあたっている。新生児蘇生法に習熟する本事例では、帝王切開衛中に当該分娩機関の医師が手術を中断して新生児の蘇生にあたっている。新生児蘇生法は必ずしも医師のみが行える医療技術ではなる、新生児仮死の発症時には、これらの医師以外の職種も新生児蘇生に関与し、それにより医師はできるだけ手術に専念できる環境を整えるように望まれる。(2) 事例検討を行う本の問題が発生した場合には、関係した医療従事者が、母体や新生児に何らかの問題が発生した場合には、関係した医療従事者が、母体や新生児に何らかの問題が発生した場合には、関係した医療従事者	日本産科学会計学会計学会計学会計学会計学会計学の表別では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	ア生にを者習とイ公医に置務理派れ存立所は外確まと、注適行の得が、立師到を員由遣いて有病等兼でにれた講切い新を望事病が着行のにがいす院へ業あする資医児援れ例の較なが禁めにはの無いの師診止ととの金関蘇するで小的蘇が禁のに地での療のをとが、現場関係というでは、のいるのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		

原因分析報告書	【更約版】	の毎年	(二暋)
烬凶刀机 報言音	【安於!!放】	い概要	(

···· 🖶 /p(:)	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	原因分析報告書【9	要約版】の概要(一覧)		
事例 番号	脳性麻痺発症の原因	医学的評価	当該分娩機関		
220010	は、胎児期に出現した貧血が徐々に進行したことで、低酸素症とアシドーシスが引き起こされ、最終的に循環不全となったために、脳循環が障害されたことによると考えられる。高度の胎児貧血の原因としては、双胎間輸血症候群の可能性が最も高いと考えられる。	が発症することは極めて稀であることから、一般的に双胎間輸血症候群の発症を 念頭に置いて産科的な管理を行うことはなく、この点においても本事例の妊娠管理 に問題はなかった。 しかし、妊娠34週6日の午前中の胎児心拍数モニタリングの所見では、基線細変 動の減少と遅発一過性徐脈が認められており、胎児低酸素やアシドーシスを示唆 する異常が出現し始めている。また、同日夜のモニタリング所見では、基線細変動 が完全に消失し、子宮収縮の度に遅発一過性徐脈が認められており、更に重症化 した所見が明らかとなっている。このように、双胎間輸血症候群の有無に関係なく、 胎児の異常所見を評価できなかったのは、標準的な産科医療とはいえず、また、そ の異常所見に対して原因検索や対症療法を行わずに、深夜まで待機したことは、 産科医療として適確性に欠ける。 新生児蘇生については、夜間の双胎の緊急帝王切開にも関わらず、小児科医2名 が立ち会った点は評価でき、その2名に新生児科専従医師が含まれていたことも十 分な対応と考えられる。出生時の児に対する蘇生法も妥当である。	1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項 (1) 胎児心拍数モニタリングの正確な解釈に関する教育を徹底する必要がある。特に、本事例で指摘されたように、基線細変動が減少して繰り返し出現する遅発一過性徐脈や、サイナソイダルパターンについて、教育の徹底を図る必要がある。 (2) 胎児心拍数モニタリングの正確な解釈に基づき、適切な時期に、適切な対処法をとれるよう、管理方針の教育を徹底する必要がある。 (3) 双胎で、同じ用紙に二児の心拍数を一緒に記載すると、お互いの心拍基線が重なり合ったり、一児のみをモニターしたりして、評価が困難なこともある。そのような場合には、それぞれ別々のモニターを装着することや同一児をモニターしないようにドップラ装置を付け直すことが望まれる。 (4) ハイリスク妊娠で異常パターンが出現し始めている場合には、胎児心拍数モニタリングを用いた連続的監視体制を検討することが望まれる。 (5) モニタリング所見から胎児貧血が疑われる場合には、胎児中大脳動脈の最高収縮期血流速度(peak systolic velocity)の測定等、追加検査を行うことが望まれる。 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項医師と助産師の協働体制を強化し、お互いの立場から相互にカバーする医療体制	正確な解釈と、それに基づく適切な管理方針の教育を徹底すること、およびその管理指針を打ちて問知し、それに基づく管理の徹底を図ることが望まれる。イ. 双胎における胎児心拍数モニタリングの臨床的、基礎的研究を推進することが望まれる。ウ. サイナソイダルパターンの病態、解読基準、臨床的意義、対策等に関する研究、教育を推進	·
220011	は、午前5時25分から午前7時25分までの間に、臍帯圧迫等の胎児低酸素血症を引き起こす何らかの出来事が起こったことであると推測される。これには、臍帯辺縁付着、羊水の減少、臍帯の位置変化などが微妙に関連している可能性がある。それら、または他の未知の因子によって、午前7時25分から児の娩出まで、少なくとも49分間持続する低酸素状態から重度の代謝性アシドーシスの状態となり、脳	ことは妥当な対応である。血性羊水に対して、特別な対応をしなかったことについては、血性羊水の原因が辺縁静脈洞破裂、または子宮口の開大に伴う脱落膜血管からの出血であると考えられ、これらは胎児へ悪影響が及ぶことはないため問題はない。また、破水に対して抗菌薬の経口投与を行ったこと、入院後分娩監視装置を装着し胎児の評価を行ったこと、分娩監視記録から助産師が「モニター要注意」と判断したことは妥当である。午前5時25分に分娩監視装置を外したことは、この時点の胎児の状態が比較的良好であると考えられるため、問題はない。午前5時25分から、午前7時25分までの2時間、胎児心拍数が聴取されなかったことについては、午前6時以降の陣痛や妊産婦の様子に関する診療録への記載がないため、分娩第 I 期の活動期であったか否の判断が出来ず、医学的妥当競がないため、分娩第 I 期の活動期であったかるの判断は出来ず、医学的妥当会教与、体位交換、医師への報告を行ったことは標準的である。医師が経腟式急速遂境ではなく帝王切開による急速遂焼を決定したことについては、内診所見の記録がないため断定的な評価はできない。しかし、ここまでの分娩経過から考えて、子宮口が全開していないと推察されるので、この判断は妥当であった可能性が高い、帝王切開を決定して44分後に児を娩出したことは、標準から大きく逸脱していない。新生児蘇生は適確で、その後の新生児に対する処置は標準的である。	入院後の内診所見を含む分娩経過と胎児心拍数図の所見等の医師記録がないため、医師が診察・所見の確認を行ったかどうか判断できない。また、胎児徐脈を確認した後も内診所見が記載されておらず、臍帯脱出の有無や子宮口の開大度の評価がされていたかどうか不明である。 医師および助産師は、診療録に分娩経過の客観的事実・診察の所見・胎児心拍数の状態ならびにそれに対する判断などについての記載を行うことが望ましい。	経過中の胎児心拍数図の読み方、児心音の聴取間隔に関してのガイドラインを一刻も早く策定し、それを全会員に周知徹底させることが望まれる。	特になし。

「テーマに沿った分析」に関する意見シート

1. 再発防止のために取り上げるべき共通事項や「テーマに沿った分析」の対象にすべきテ	- 7
共通事項・テーマ(要約版に基づく)	委員名
1)胎児心拍数モニタリングに関するもの	
① 胎児心拍数モニタリングについての分析①分娩監視記録を外す前の解析	藤森委員
② 胎児心拍数モニタリングについての分析②分娩監視記録をつけていない時の管理 (間欠的胎児心拍数聴取を含めて)	藤森委員
③ 胎児心拍数モニタリングについての分析③オキシトシン投与中の分娩監視記録	藤森委員
④ 分娩監視装置の使用法 (事例番号220005)	田村委員
⑤ 分娩監視装置の適正使用	箕浦委員
⑥ C T Gの読み方	箕浦委員
⑦ 胎児心拍モニタリングの方法	箕浦委員
⑧ 助産所における胎児モニタリング	箕浦委員
⑨ 胎児心拍数モニタリング	鮎澤委員
⑩ 分娩監視について	勝村委員
2)オキシトシン投与に関するもの	
① オキシトシンの分娩誘発での使用	岩下委員
② 陣痛促進薬(事例番号220005、220006、220009)	田村委員
③ 子宮収縮剤の使い方	箕浦委員
④ オキシトシン使用について	福井委員
⑤ オキシトシンの投与量	鮎澤委員
⑥ 陣痛促進剤の使用事例について	勝村委員
3)新生児蘇生に関するもの	
① 標準的新生児蘇生法 (NCPR) の修得 (事例番号220001、220002、220003、220009)	田村委員
② 新生児蘇生法	箕浦委員
③ 新生児蘇生	鮎澤委員
④蘇生法の問題について	勝村委員
	, \
① メトロイリンテルの分娩誘発での使用	岩下委員
② メトロ、人工破膜と臍帯脱出	箕浦委員
③ メトロイリンテル使用基準、手順、それに伴う観察	福井委員
① 人工的な処置の前後の対応①メトロイリンテル挿入	藤森委員
② 人工的な処置の前後の対応②人工破膜	藤森委員
③ 人工的な処置の前後の対応③分娩誘発促進剤の投与	藤森委員
① 吸引分娩とクリステレル胎児圧出法	箕浦委員
② 吸引分娩と帽状腱膜下血腫	箕浦委員
③ 吸引分娩について	勝村委員
7) その他	•
① 分娩機関外での墜落分娩	鮎澤委員
② リスク共有のための連携システム	福井委員
③ 助産所の安全管理(医療機関との連携を含む)	鮎澤委員
④ 妊産婦と家族に対する緊急時を想定した包括的同意について	福井委員
⑤ 妊産婦と家族への説明	鮎澤委員
⑥ 臍帯動脈血液ガス分析の施行	藤森委員
⑦ 帝王切開の適切なタイミング(事例番号220004、220005、220006)	田村委員
⑧ 外来での処置の適否	箕浦委員
ずイドラインを逸脱した医療行為について、より詳細な情報を提供(公開)する方策を検討すべきと思います。	小林委員
⑪ ガイドライン普及啓発のあり方について	福井委員
① 診療に関する記録	鮎澤委員
⑦ 分娩経過記録の標準化について	福井委員
③ 分娩経過記録の不備について	勝村委員

「テーマに沿った分析」に関する意見シート

2. 要約	2. 要約版に基づく「テーマに沿った分析」を行うにあたって詳細な情報が必要な部分		
事例番号	必要な情報(要約版に基づく)		
	1	メトロイリンテルの容量	岩下委員
	2	施行された新生児蘇生法の具体的な内容	田村委員
220001	3	メトロイリンテルの種類、臍帯脱出までのCTG所見	箕浦委員
	4	子宮収縮剤の院内での投与基準について	福井委員
	5	分娩誘発剤の種類、使用量および使用法、投与に関する医学的評価	石渡 委員長代理
	1	救急隊到着までの時間・施行された新生児蘇生法の具体的な内容	田村委員
220002	2	具体的な電話対応をどのように行ったのか	福井委員
	3	分娩前後の妊産婦や胎児状態に関する情報	石渡 委員長代理
	1	新生児蘇生時に人工呼吸や酸素投与が行われなかった理由 (機材の不備か講習会未受講のためか)	田村委員
220003	2	医師との連携について、常常はどのような体制であったのか	福井委員
	3	蘇生処置に関する医学的評価	石渡 委員長代理
220004	1	妊娠中の子宮下節の状態、帝王切開時の子宮破裂創の状態	箕浦委員
220004	2	当該機関における情報の共有のあり方	福井委員
	1	帝王切開に踏み切らなかった理由、胎児モニタリングの状況、施行され た新生児蘇生法の具体的な内容	田村委員
	2	吸引分娩とクリステレル胎児圧出法を始めた時の内診所見、最初から併 用した理由	箕浦委員
220005	3	当該分娩機関で行われた具体的なオキシトシン使用方法	福井委員
220005	4	本事例における頻回の吸引分娩の逸脱の程度に関する専門的評価。当該 医療機関の年間分娩数の推移。	小林委員
	5	分娩誘発剤の種類、使用量および使用法、投与に関する医学的評価	石渡 委員長代理
	6	新生児蘇生法のアルゴリズムにそった蘇生がなされたか否か	石渡 委員長代理

事例番号		必要な情報(要約版に基づく)	委員名
	1	メトロイリンテルの容量	岩下委員
	2	緊急帝王切開時の対応マニュアルの有無	田村委員
220006	3	子宮頸管を押し上げた時の児頭の高さ、全体のCTG所見、メトロイリンテルの種類	箕浦委員
	4	アトニン使用の院内の投与基準、人工破膜が行われた内診所見	福井委員
	5	分娩誘発の方法、どの程度ガイドラインから外れた使用法であったか、 脳性麻痺発症と分娩誘発の関係の有無	石渡 委員長代理
	1	高度徐脈から帝王切開施行まで37分かかった理由	田村委員
220007	2	高度徐脈に至るまでのCTG所見、38℃の発熱児のWBC・CRP、 帝王切開時出血多量の原因	箕浦委員
	3	緊急手術に際しての説明と同意は具体的にどのように行われたのか	福井委員
	1	持続徐脈の程度と時間、「蘇生手技が標準的で無かった」という根拠	田村委員
220008	2	分娩経過記録はどのようになされていたか、経過の判断をどのようにしていたのか	福井委員
	3	新生児蘇生法のアルゴリズムにそった蘇生がなされたか	石渡 委員長代理
	1	スタッフの新生児蘇生法講習会の受講状況	田村委員
220009	2	オキシトシンの具体的な投与方法	福井委員
220003	3	子宮収縮薬の使用に関する医学的評価	石渡 委員長代理
	4	新生児蘇生について、蘇生処置に関する状況(経過)が充分記述されて いない	石渡 委員長代理
220010	1	DDTと診断した根拠・羊水量の差など、TTTSを疑わせる胎児エコー所見の有無	田村委員
220010	2	助産師がどのような体制をとっていたのか	福井委員

事例番号	必要な情報(要約版に基づく)		委員名
	1	「助産師と医師の情報共有の疑問点」の内容、産科医師の当直回数など の勤務状況	田村委員
220011	2	入院後からモニターを外すまでのCTG所見、当該施設では妊娠中に臍帯付着部位を確認することになっているか	箕浦委員
	3	医師と助産師の情報共有が不足していた点について	福井委員
全事例	1	(全体に共通する要望として) 本委員会の役割が「原因分析報告書」をもとに、すなわち報告書において「今 後の産科医療向上のために検討すべき事項」として検討されていることをもと に再発防止を検討することであることは理解しておりますが、「妊産婦等に関す る基本情報」「診療体制等に関する情報」はやはりほしいと思います。	鮎澤委員
共通	2	事実経過の記憶が保護者側と医療機関側で異なり両論併記となったケースがあれば、その部分。保護者からの質問や意見が書かれている場合の意見書シートの内容。ガイドラインが守られていなかった場合の、具体的な内容(ガイドラインではどうあるべきとされているところどうだった、など)。	勝村委員

「テーマに沿った分析」に関する意見シート

3. ご意見等	
要約版では限界があると感じました。	福井委員
要約版では、ダイナミックな変化が不明で詳細版から情報を得ながら、対策(提言)を考えることが必要です。高所に立って、質の良い、一歩前に出た(動的な)提言をするためには、原本報告書(原因分析委員会)を傍らにおいて検討することが大事と考えます。	川端委員